

日本住を快適空間!

DAN ネット通信

2006.4-5 vol.49

発行：株式会社ダンネット 〒070-8045 北海道旭川市忠和5条4丁目63-636 TEL(0166)61-9151・FAX(0166)61-2044

今月のトピックス

超高断熱化～無暖房住宅の取り組みが加速

石油価格高騰が家計を直撃

CO₂削減による地球温暖化防止や資源保護が世界的に叫ばれている中、住宅業界では高断熱・高气密化などによって省エネ化を積極的に行ってきたビルダーも少なくありません。ただ、ユーザーはどうかというと、多くは省エネが大切なことだとわかっているにもかかわらず、そのためにコストをかけることに抵抗があるのも事実です。

ところが最近の石油価格高騰によってユーザーの意識も徐々に変化してきました。直接家計に関わることだけに無関心ではいられなくなってきたのでしょう。特に寒冷地では暖房に灯油を使うことが多いだけに、省エネ性能は無視できなくなっています。

Q値1.0目指す 動きが本格化

この状況と時を同じくして、再び加速し始めたのが高断熱化を目指す動きです。例えばNPO法人新木造住宅技術研究協議会(略称・新住協)では代表理事である室蘭工業大学・鎌田紀彦教授の指導のもと、次世代省エネ基準比で暖房エネルギーコストの半減を目指したQ 1.0プロジェクトを展開。Q 1.0とは熱損失係数(Q値)で次世代省エネ基準のI地域のQ値1.6 W / m²・kを大幅に上回る1.0 W / m²・kを合言葉にしたもの。北海道では外壁200 mm断熱や

高効率な熱交換換気システムによって年間暖房灯油消費量を大幅に削減しています。

注目集める無暖房住宅

日本よりさらに高断熱化・省エネ化が進んだ国の住宅の技術を導入する動きも出てきています。最近ではスウェーデンで建設された無暖房住宅が日本でも紹介され、大きな関心を集めています。無暖房住宅とは外壁420 mm断熱など非常に厚い



ドイツに建てられたパッシブハウス。シュトーターサーモクラシックによる外壁300 mm断熱を採用している

断熱仕様と熱交換換気によって室内からの熱損失を最小限にし、冬でも日射熱と生活発生熱だけで快適な生活を送れる住宅のこと。日本から多くの見学者が訪れており、長野では実際に無暖房住宅の建設が始まっています。

ドイツでもパッシブハウスやゼロ暖房エネルギーハウスと呼ばれる無暖房住宅が建設されており、写真の住宅は湿

式外断熱工法・シュトーターサーモクラシックによる外壁300 mm断熱によって、熱貫流率は省エネ政令で定める数値の半分以下となる0.127 W / m²・kを達成。非常に優れた断熱性能を実現しており、日本でも参考になるところが多そうです。

ユーザーが省エネを強く意識している今こそ、省エネ化を進めて環境にも家計にも優しい住宅を提案することが、ビルダーにとってもユーザーにとっても大きな利益につながると言えそうです。

特集

6月から戸建てにも火災警報器義務化

住宅火災で人命が失われる悲劇が後を絶たない中、今年6月から戸建住宅にも火災警報器の設置を義務付ける改正消防法が施行されることになりました。どの場所にどのように設置するかは、総務省の政省令をもとに各市町村が条例で決めることになっており、すでに多くの市町村で条例が制定されています。そこで今回は住宅火災の現状と、改正消防法で義務化された火災警報器の設置基準について紹介します。

住宅内の寝室・階段等に設置

総務省消防庁のデータによると、平成16年に発生した建物火災の内訳は住宅が37%で最も多く、建物火災による死者のうち住宅での死者は86%と非常に高い割合を示しています。また、住宅火災による死者の死亡原因は「逃げ遅れ」が52%を占めており、年齢別では65歳以上が57%と高齢者が多くなっています。

改正消防法は、このような状況を背景に今年6月から施行されるもので、現在、延床面積500㎡以上の共同住宅に義務付けられている火災警報器や火災報知器など住宅用防災機器（以下、火災警報器）の設置を、戸建住宅や延床面積500㎡未満の共同住宅にも義務化。総務省が政省令で示した設置・維持に関する基準をもとに、各市町村が実際の設置箇所や設置方法などを条例で規定します。既存住宅にも義務付けられますが、実施時期は市町村の条例によって一定の猶予期間（2～5年間）を置いた後となります。

改正消防法の関係政省令で定められた設置基準によると、戸建住宅で火災警報器を設置する場所

は、①全ての寝室②寝室が避難階以外の場合は、寝室と階段③3階建て住宅で3階にのみ寝室がある場合は、寝室と1・3階の階段④3階建て住宅で1階にのみ寝室がある場合は、寝室と3階の階段⑤寝室がない階で、7㎡以上の居室が5室ある場合は、廊下または階段一となっています。

なお、スプリンクラーや、火災の感知・警報機器をシステム化した自動火災報知設備を設置していたり、消防長または消防署長が構造・設備の状況から、火災の発生や延焼が著しく少なく、かつ火災による被害を最小限に止めることができると認められた住宅については、火災警報器設置義務の適用が除外されます。

製品選択はNSマークが目安

設置する火災警報器は、形状・構造・材質及び性能が、総務省令で定める技術上の規格に適合する製品とし、感知器は天井または壁面に、火災を有効に感知できるように設置します。

総務省令の技術上の規格を見ると、70dB以上の警報音を1分以上確実に発し続けられること、取り扱いや付属部品の取り換え、設置・取り外し

が容易であること、充電部は人が触れないよう十分に保護されていること、電池を電源とする場合は電池交換が容易で、電圧の低下を知らせてくれることなどを定めています。

火災警報器は家電量販店で輸入品が1個1,000円台で売られていることもあり、電池式は誰でも簡単に設置できますが、製品を選ぶ時は総務省令の規格に適合していることを示す日本消防検定協会のNSマークが目安になります。

市町村によっては台所も設置義務化

政省令で示された設置基準を受けて、すでに多くの市町村では火災予防条例の一部を改正する条例を成立・公布しています。

それによると、火災によるケガ人の多くが台所にいることを考慮して、総務省が政省令で示した場所に加え、台所にも火災警報器の設置を義務付けている市町村もあります。また、義務化はしませんが台所に設置を推奨するという市町村も目立ちます。既存住宅への適用については、早くて平成20年、遅くて同23年と、市町村によって様々です。

詳しくは各地域の所轄の消防本部に問い合わせて確認して下さい。なお、(株)日本火災報知機工業会のホームページ (<http://www.kaho.or.jp/>) にも平成18年3月現在の市町村別火災警報器設置場所一覧が掲載されています。

ニュース・セレクトジョン

断熱工事業の地位向上を目指す

北海道ブローイング断熱工事業協同組合では、3月17日に札幌市内のホテルで第19期総会を開催。第18期の事業報告や決算報告の承認、第19期となる平成18年度事業計画や予算案の検討、役員改選を行った。

冒頭の挨拶で太田吉四郎理事長（(株)ダンネット社長）は「施工性能を担保するために原料メーカーの協力のもとスタートさせた共同検査事業は、既に600件以上の検査実績があり、ユーザーから好評を博している。今後も研鑽、努力を積み重ね、断熱工事業が建設業の技能職種として認められるよう行政サイドにも働きかけを強めたい」と、これまでの取り組みを一段と押し進める決意を示した。

第19期の事業計画では、非組合員の工事会社の組合加入促進や共同検査事業及び共同受注事業の推進、施工者の技能認定等を目的としたブローイングマイスター制度（仮称）の早期立ち上げ、施工者対象の研修会の実施、行政に対し断熱工事が公的に「業」として認められるよう建設業許可業種への例示追加を求める活動などを進めていく。



共同検査事業が高い評価を得ている道プロ協第19期総会の様子

基準法や建築士法の改正案が国会審議へ

姉齒元一級建築士による耐震偽装事件を受けて、建築物の確認・審査の厳格化や建築士等の罰則の強化などを新たに定めた「建築物の安全性の確保を図るための建築基準法等の一部を改正する法律案」が3月31日に閣議決定となり、今国会で本格的な審議に入ることになった。

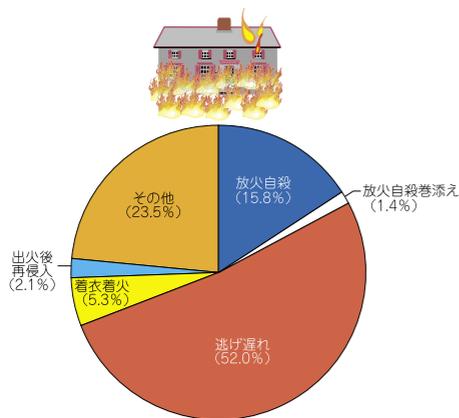
このうち建築確認・審査の厳格化としては、一定の高さ以上の建築物に指定機関による構造計算審査、さらに3階建て以上の共同住宅に中間検査をそれぞれ義務化。また、建築士等に対する罰則の強化として、耐震基準など重大な実体規定違反の場合、現行で罰金50万円以下を懲役3年以下または罰金300万円以下（法人は同1億円以下）としたほか、建築士・建築士事務所の名義貸しや建築士による構造安全性の虚偽証明は、現行の罰則なしから懲役1年以下または罰金100万円以下としている。

優れたリフォーム物件を募集

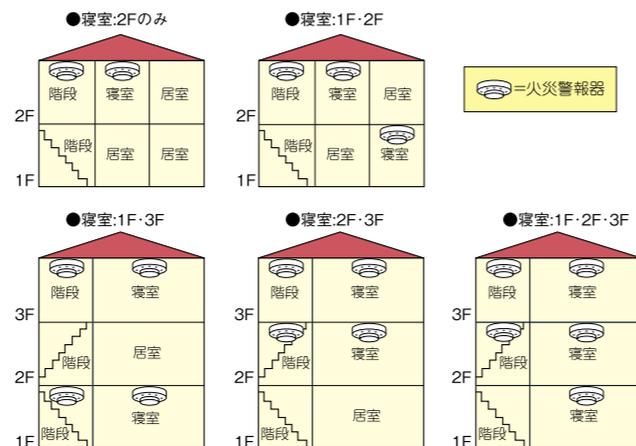
（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターでは、優秀なリフォーム事例の設計・施工者を表彰・紹介する「第23回住まいのリフォームコンクール」の募集要領を発表した。募集対象は、平成16年7月から平成18年6月までにリフォーム工事が完了した住宅（国内の物件でリフォーム後に住宅であるものに限る）。

応募部門は、①総合部門②居室部門③水回り部門④エクステリア部門⑤マンション共用部門の5部門。応募受け付けは4月3日(月)から6月30日(金)（必着）まで。審査結果は9月中旬に発表予定で、優秀な作品には国土交通大臣賞を始め各賞が贈られる。

問い合わせは同センター（☎03-3261-4567、FAX03-3261-9357、URL:<http://www.chord.or.jp/>）へ。



住宅火災で発生した死者の死亡理由。逃げ遅れが過半数を占めており、今回の火災警報器設置義務化も逃げ遅れを防ぐことが目的とされている



総務省が政省令で示した2階建て及び3階建て住宅における火災警報器の設置場所の例



右が天井設置型、左が壁取付型の火災警報器



気密シートの厚さは 0.1mm or 0.2mm ?

Q…防湿・気密シートは0.2mm厚を使うべきだと言いますが、0.1mm厚で高い気密性能を出す工務店もいると聞きます。

実際に0.1mm厚でもいいのでしょうか？

A…これまで防湿・気密シートは0.2mm厚の製品を横張りですることが、長期的に高い気密性能を維持するポイントだと紹介してきました。

しかし、工務店の中には0.1mm厚の製品を縦張りですってても相当隙間面積で1cm²/m²を切る気密性能を安定して実現できる場所もあるほか、昨年末に公表された次世代省エネルギー基準の改正案では、相当隙間面積で2cm²/m²とする場合に防湿・気密シートは0.2mm厚の製品としなければならなかったところを、JIS規格に適合していれば厚さは問わないこととしています。

確かに0.1mm厚でも重ね代を木下地の上で十分に取り、ボードで押さえれば一定の気密性能は期待できるでしょう。ただ、木造住宅の柱・梁などの構造材は年が経つに連れて乾燥収縮し、施工当時の寸法そのままになっていることはほ



気密性能を長期的に維持するために0.2mm厚の製品を使いたい

とんどありません。構造材が乾燥収縮すれば、最初は木下地とボードで圧着されていた防湿・気密シートの重ね代部分も、徐々に押さえが効かなくなり、隙間ができて気密性能が低下することが考えられます。0.2mm厚が良いと言われているのは重ねた時の密着性の良さ、十分な引き裂き強度があるからで、同じ工務店が防湿・気密シートを0.1mm厚から0.2mm厚に変えた途端、より高い気密性能を記録したという話をよく聞くのはそれらのメリットが効いているためです。

長期的に安定した気密性能を維持するためには、やはり0.2mm厚の防湿・気密シートを使いたいものです。

●編●集●後●記●

◆耐震偽装問題で、建築基準法の罰則が強化されることが決定しました。これはこれで法令順守の観点から良いことだと思いますが、まだまだ改定していただきたい内容がありますね。(佐野)

◆今年度はいよいよ消費税率引き上げの話が本格化しそうな雰囲気です。住宅も駆け込み着工が期待できそうですが、消費税が上がった後には一気に市場が冷え込みそうで、不安も大きいのではないのでしょうか。(水越)



株式会社ダンネツ

ホームページURL <http://www.dan-netso.co.jp/>
E-mailアドレス info@dan-netso.co.jp

「快適な住まいづくり」はお任せ下さい！

●フローイング工事各種 ●外断熱工事 ●気密工事
●ウレタン吹付工事 ●断熱建材製造販売 ●住宅性能診断

■本 社	〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目63-636	TEL(0166)61-9151 FAX(0166)61-2044
■旭川第一工場	〒071-1248 上川郡鷹栖町8線西2号	TEL(0166)87-4442 FAX(0166)87-4888
■旭川第二工場	〒070-0014 旭川市新星町514番地1	TEL(0166)21-7080 FAX(0166)21-7080
■札幌支店	〒003-0869 札幌市白石区川下2127番地4	TEL(011)875-3966 FAX(011)875-3971
■釧路支店	〒088-0621 釧路郡釧路町桂木5丁目15	TEL(0154)36-1790 FAX(0154)36-1844
■帯広支店	〒080-2460 帯広市西20条北2丁目27-10	TEL(0155)41-4101 FAX(0155)41-4105
■旭川支店	〒070-8045 旭川市忠和5条4丁目63-636	TEL(0166)62-7575 FAX(0166)61-1715
■北見支店	〒099-0878 北見市東相内町174番地16	TEL(0157)36-3557 FAX(0157)36-3433
■千歳支店	〒066-0008 千歳市根志越2190-27	TEL(0123)26-4111 FAX(0123)26-4112
■千葉支店	〒262-0011 千葉県千葉市花見川区三角町16番2	TEL(043)258-4065 FAX(043)258-4025
■宇都宮支店	〒321-0932 栃木県宇都宮市平松本町362-6	TEL(028)636-1266 FAX(028)636-2675
■高崎支店	〒370-3523 群馬県高崎市福島町738番地1	TEL(027)373-7199 FAX(027)373-5583
■平塚支店	〒254-0018 神奈川県平塚市東真土4丁目2-69	TEL(0463)54-6484 FAX(0463)54-2430
■水戸営業所	〒311-3116 茨城県東茨城郡茨城町長岡3660-15	TEL(029)291-1822 FAX(029)291-1825
■ダンネツ信州	〒399-0033 長野県松本市大字笹賀5130-1	TEL(0263)26-0811 FAX(0263)26-1016